

委託教育契約条項

第1章 総則

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書に定めるところに従い、甲の差し出す要員に対し契約履行期限までにこれらの者を教育するものとし、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(代金)

第2条 乙に支払われる代金の金額は契約金額とする。ただし、特約条項を付して支払い金額を確定することを約定する場合は、当該特約条項の定めるところに従い確定するものとする。

(債務の引き受けの承認)

第3条 乙は、この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合はあらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

2 甲は、前項の場合において、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り速やかに承認を与えるものとする。

(代理人の届け出)

第4条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、委託する事務の範囲を明らかにして、あらかじめ書面により甲に届け出なければならない。

(下請負)

第5条 乙は、役務を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により、乙の義務とされている事項について、その責めを免れない。

2 甲は、下請負を承認した場合においても、その下請負者がこの契約の目的達成上著しく不相当であると認めるときは、乙に対しその変更を求めることができる。この場合、乙は、甲の指示に従わなければならない。

(仕様書の疑義)

第6条 乙は、仕様書に疑義のある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

(教育実施計画書等の提出)

第7条 乙は、教育実施計画書（講師等の資格、経験等を含む。）及び教育計画書を甲に提出しなければならない。

なお、その内容に変更が生ずる場合は、甲乙協議するものとする。

2 教育を担当する講師等は、その職種における専門員とし、教育の内容について熟知したものとする。

3 甲は、教育を担当する講師等について、教育内容等が適当でないと認める場合には、乙に対し改善を要求するものとし、乙は速やかに所要の処置をとるものとする。

4 乙は、教育完了後教育の成果の概要等をまとめた教育実施報告書を甲に提出しなければならない。

(教育従事者の届出)

第8条 乙は、この契約に基づき委託教育を行うため甲の指定する場所に従業員を勤務させなければならない。

2 乙は、契約締結後、速やかにこの契約の履行に必要な教育従事者を選任し、教育従事者届（別紙様式第1）を甲に提出しなければならない。

3 甲は、甲の都合により乙の届け出た教育従事者の変更について、乙に要求することができる。

4 乙は、前項の場合、直ちに教育従事者の再選任について所要の処置をとらなければならない。

(監督官等の派遣)

第9条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めた場合は、監督官、検査官又はその他の職員（以下「監督官等」という。）を乙の教場等に派遣することができる。

- 2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び業務の範囲を乙に明示しなければならない。
- 3 監督官等は、職務の遂行にあたり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。
- 4 乙は、監督官等の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

(役務時間の通知)

第10条 乙は、この契約に定める委託教育を実施するため、教育従事者が役務作業を実施したときは、当該役務時間について役務時間確認書（別紙様式第2）を2部作成し、監督官を経由して甲に通知するものとする。ただし、仕様書で役務時間が定められていない場合は、この限りではない。

第2章 契約の履行

(教育の内容)

第11条 教育の内容は、契約書及び仕様書に定める内容とする。

(監督)

第12条 甲の指名した監督官は、乙の行う教育について、契約書、仕様書及び甲の定める監督実施要領に基づき、甲が必要と認めた場合又は乙の申請があった場合において、立ち会い、指示、審査確認その他の方法により必要な監督を行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。
- 3 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(検査)

第13条 乙は、契約書及び仕様書において要求された教育を完了したときは、甲の検査を受けるものとし、検査は、甲の指名した検査官が契約書、仕様書及び甲の定めた検査実施要領に基づいて行うものとする。

- 2 検査を受けるのに必要な費用は代金に含まれるものとする。

(代金の請求及び支払い)

第14条 乙は、前条第1項に定める検査を完了したときは、適法な支払い請求書により、甲に代金を請求するものとする。

- 2 甲は、乙の適法な支払い請求書を受理した日から起算して、30日以内に乙に代金を支払うものとする。

(支払いの特例)

第15条 甲は、特約条項を定めた場合は、これにより部分払いを行う。

(支払遅延利息)

第16条 甲は、約定期間（第14条第2項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未払い金額に対し、年※. ※パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払いをしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、遅延利息に100円未満の端数がある場合は、切り捨てるものとする。

(相殺)

第17条 甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務がある場合は、乙に支払うべき代金と相殺することがで

きる。

第3章 契約の効力等

(危険負担)

第18条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により教育の実施ができなくなった場合は、乙は、当該教育の継続の義務を免れるものとし、甲は、教育の未実施部分について、その代金の支払いの義務を免れるものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により教育の実施ができなくなった場合は、乙は当該教育の義務を免れるものとし、甲は、乙に代金（乙が履行の義務を免れることによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償等の代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払い義務を免れる。

(損害負担)

第19条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により教育の実施ができなくなった場合は、その損害は乙の負担とする。

2 甲の責めに帰すべき理由により教育の実施ができなくなった場合は、その損害は甲の負担とする。また乙の責めに帰すべき理由により教育の実施ができなくなった場合は、その損害は乙の負担とする。

3 前項前段の場合において、乙が保険金、損害賠償、その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲はその価額の限度でその負担を免れる。

(賠償責任)

第20条 乙は、この契約の履行に際し、甲又は第三者に与えた損害に対しては、乙が当該損害を賠償する責めに任ずるものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

第4章 契約変更等及び解除

(契約の変更)

第21条 甲は、乙の行う教育が完了するまでの間において必要がある場合は、契約履行期限、仕様書の内容その他乙の義務に関しこの契約の定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

3 第1項の協議の結果、契約金額を変更する必要がある場合においても、以後しばしば契約金額の変更の必要を生じる見込みがあるとき、その他相当と認めるときは、甲乙協議のうえ、その際契約金額の変更のための措置をとることなく、後日これをまとめて行うことができる。

(事情の変更)

第22条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、この契約の定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約の定めるところを変更するため協議することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して、甲乙協議を行う場合に準用する。

(教育の一時中止)

第23条 甲は、教育が完了するまでの間において、その教育を一時中止させることができる。

2 甲が教育を一時中止させた場合において乙に損害が生じたときは、乙はその損害につき甲に賠償を請求することができる。

3 前項に規定する損害賠償の請求は、教育再開日から30日以内に文書により行われなければならない。

(甲の解除権)

第24条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により、乙が契約履行期限までに教育を実施しなかった場合
- (2) 乙がこの契約上の義務に違反したことによって、この契約の目的を達成することができなかつた場合

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第25条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第26条 甲は、第24条第1項の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 甲は、乙が甲の指定する期限までに、前項に規定する違約金を納付しない場合には、当該違約金に対し、期限の翌日から納付のあった日までの日数につき、年※. ※パーセントの利息を付して徴収するものとする。

(損害賠償)

第27条 甲は、第24条第2項の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が教育を実施しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りではない。

2 第25条の規定によるこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。

第5章 契約履行期限の猶予及び履行遅滞

(契約履行期限の猶予)

第28条 乙は、理由を添えて契約履行期限の猶予を申請することができる。

2 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで契約履行期限を猶予することができる。

3 乙は、契約履行期限を過ぎた後においても、第1項の申請をすることができる。

(延納金)

第29条 乙は、前条第2項の規定により契約履行期限が猶予された場合においては、延納日数に応じ延納分に相当する代金に対し、1日につき0.1パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の10パーセントの金額をもって限度額とする。

2 前項の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって契約履行が遅れた日数、その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払を求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。

- (1) 契約履行期限以前にされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された

日までに延納分を完了したときは、従前の契約履行期限の翌日から完了した日までの日数

(2) 契約履行期限以前にされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を完了しなかったときは、従前の契約履行期限の翌日から猶予された日までの日数

(3) 契約履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を完了したときは、申請した日の翌日から完了した日までの日数

(4) 契約履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

3 前項の規定の適用においては、完了は第13条の検査があった時にされたものとみなす。

4 乙は、甲が相当の期間において指定する期日までに第1項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、年※、※パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(遅滞金)

第30条 乙は、役務の完了が契約履行期限に遅れた場合には、遅滞日数に応じ遅滞分に相当する代金に対し、1日につき0.3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

2 前項の規定において「遅滞日数」とは、契約履行期限の翌日から遅滞分を完了した日（契約履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合においては、当該申請があった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

3 前条第3項の規定は、前項の場合に準用し、前条第4項の規定は、第1項の場合に準用する。

第6章 秘密保全

(秘密の保全)

第31条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。教育完了後においても同様とする。

第7章 雑則

(調査)

第32条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の実原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。

3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項に規定する調査に協力するものとする。

(法令の遵守)

第33条 甲及び乙は、この契約の履行にあたり、法令及び関係行政官庁等の通達等の定めを遵守するものとする。

(その他)

第34条 この契約の履行にあたっては、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところ

による。

- 2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。
- 3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議し解決するものとする
- 4 この契約において、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」
(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議
決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。
(裁判管轄)

第35条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

年 月 日

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊航空中央業務隊司令
殿

住 所
会 社 名
代表者名

教 育 従 事 者 届

契約番号第 号 (年 月 日) に基づく教育従事者を、次のとおり届出いたします。

NO	氏 名	年 齢	所属部課名	勤務年数、教育内容等	備 考

上記届けを受領した。

年 月 日

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊航空中央業務隊司令

年 月 日

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊航空中央業務隊司令
殿

(監督官経由)

会社名
代表者名

役 務 時 間 確 認 書

契約番号第 号 (年 月 日) に基づく役務時間を、次のとおり通知いたします。

契約相手方名				調達要求番号																																
契約件名				契約番号		契約年月日																														
教育実施 年 月				教 育 実 施 日 及 び 役 務 時 間																																
教育者	所属会社名	所属部門	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計		
教育時間計																																				
教育実施責任者		認印																																		

上記を確認した。
年 月 日
監督官 所属
階級・氏名